

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月11日

【発行者名】 ラサールロジポート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 藤原 寿光

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
(2019年9月2日より、本店の所在の場所は、東京都千代田区  
大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル8階から上記に移転し  
ています。)

【事務連絡者氏名】 ラサールREITアドバイザーズ株式会社  
取締役財務管理本部長 石田 大輔

【電話番号】 03-6367-5600

【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 ラサールロジポート投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券  
発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,041,861,570円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月4日提出の有価証券届出書(2019年9月5日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)の記載事項のうち、2019年9月11日開催の本投資法人役員会において、発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

#### 第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

## (3)【発行数】

&lt;訂正前&gt;

7,286口

(注1) 本投資法人は、2019年9月4日(水)開催の役員会において、本件第三者割当(下記(注2)に定義します。)とは別に、本投資口145,714口の公募による新投資口発行に係る募集(以下「一般募集」又は「本募集」といいます。)を行うことを決議しています。一般募集においては、発行投資口数145,714口のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といいます。)されることがあります。

(中略)

(注3) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社
割当口数		7,286口
払込金額		938,604,378円(注)
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	代表取締役社長 森田 敏夫
	資本金の額	10,000百万円
	事業の内容	金融商品取引業
大株主		野村ホールディングス株式会社 100%
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数
	取引関係	割当予定先が保有している本投資口の数(2019年2月28日現在)
取引関係		一般募集の事務主幹事会社です。
人的関係		
本投資口の保有に関する事項		

(注) 払込金額は、2019年8月13日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

&lt;訂正後&gt;

7,286口

(注1) 本投資法人は、2019年9月4日(水)開催の役員会において、本件第三者割当(下記(注2)に定義します。)とは別に、本投資口145,714口の公募による新投資口発行に係る募集(以下「一般募集」又は「本募集」といいます。)を行うことを決議しています。一般募集においては、発行投資口数145,714口のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といいます。) されます。

(中略)

（注3）割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社
割当口数		7,286口
払込金額		1,041,861,570円
割当 予 定 先 の 内 容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	代表取締役社長 森田 敏夫
	資本金の額	10,000百万円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%
本 投 資 法 人 と の 関 係	出資関係 本投資法人が保有している割当 予定先の株式の数	
	割当予定先が保有している本投 資口の数（2019年2月28日現 在）	133口
の 関 係	取引関係	一般募集の事務主幹事会社です。
	人的関係	
本投資口の保有に関する事項		

（注）の全文削除

#### （4）【発行価額の総額】

< 訂正前 >

938,604,378円

（注）発行価額の総額は、2019年8月13日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

1,041,861,570円

（注）の全文削除

#### （5）【発行価格】

< 訂正前 >

未定

（注）発行価格は、2019年9月11日（水）から2019年9月17日（火）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に、一般募集において決定される発行価額（本投資法人が引受人より受け取る本投資口1口当たりの払込金額）と同一の価格とします。

< 訂正後 >

1口当たり142,995円

（注）の全文削除

## ( 15 ) 【手取金の使途】

## &lt; 訂正前 &gt;

本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限938,604,378円については、将来の特定資産(注1)の取得資金又は借入金の返済に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された国内販売における手取金18,771,314,622円については、海外販売における手取金(未定)と併せて取得予定資産(後記「第二部 参照情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 1 投資方針 / (1) 投資方針」に定義します。以下同じです。)(注2)の取得資金の一部に充当します。

(中略)

(注3) 上記の手取金は、2019年8月13日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、国内販売における手取金は、本書の日付現在における、国内販売口数の上限(一般募集における発行投資口の全口数)に係るものです。

## &lt; 訂正後 &gt;

本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限1,041,861,570円については、将来の特定資産(注1)の取得資金又は借入金の返済に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された国内販売における手取金16,460,726,430円については、海外販売における手取金4,375,647,000円と併せて取得予定資産(後記「第二部 参照情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 1 投資方針 / (1) 投資方針」に定義します。以下同じです。)(注2)の取得資金の一部に充当します。

(中略)

(注3)の全文削除

## 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## オーバーアロットメントによる売出し等について

## &lt;訂正前&gt;

本投資法人は、2019年9月4日(水)開催の本投資法人の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口145,714口の一般募集を行うことを決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が自己又はその関係会社を通じて本投資法人の投資主から7,286口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が自己又はその関係会社を通じて本投資法人の投資主から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2019年10月4日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

本投資法人は、2019年9月4日(水)開催の本投資法人の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口145,714口の一般募集を行うことを決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が自己又はその関係会社を通じて本投資法人の投資主から借り入れる本投資口7,286口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が自己又はその関係会社を通じて本投資法人の投資主から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、2019年9月14日(土)から2019年10月4日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)